

本訴訟に願うこと

高浜原発40年廃炉・名古屋訴訟 弁護団長
弁護士 北村 栄

- 1 4月14日に提訴をし、本日最初の期日を迎えられたことを、私たちは大変嬉しく思います。20年後、いや100年後の後世になるかも知れませんが、(地震大国の日本なのに呪縛にとらわれたかのように抜け出せなかった)原発から、はっきりと決別できた記念の日に、今日という日になる予感がするからです。

今回の原告は76名です。ある方はわずか76名と言われるかも知れません。

しかし、私たちには、自分たちも驚きましたが、大きな、大きな後押しがあります。ご存知の通り、福井の原発に対しいくつもの裁判がありますが、これだけ注目を浴びている原発、そして裁判は他にはないと思います。

本年2月末、提訴を決めただけの時点で新聞の1面トップ、4月の提訴時も新聞は1面で報道し、(名古屋の)テレビ局は2回とも6局全部が集まりました。そして、先日(6月20日の規制委員会)の認可決定は、日経新聞も含めたほとんどの一般紙が、一面トップの扱いをしました。これらのことに、私たち自身が一番驚いています。

ここまで世の中が注目し、老朽原発に大きな関心を寄せているのです。

- 2 私たちのこの裁判に対する思いは、訴状の「はじめに」と「おわりに」に、丁寧に書き、お伝えしました。出来れば繰り返し読んで頂きたいと思います。

その上でも、述べたいことがあります。

原発は一旦事故が起これば、くらしも、文化も、人との繋がりも、国土も全て奪ってしまいます。子ども達の未来も奪います。そんな危険があるものを敢えて動かすメリットについては、電気代が安くなる、エネルギーの安定供給、エネルギーのベストミックスに資すると言われます。

原発の本当の電気代は決して安くないのですが、仮にそうだとすると、これらは、比べものになるのでしょうか。

裁判官も私たち弁護士も、法学部生になってすぐに、人権相互が衝突したときには比較考量で判断をするのだと学びました。プライバシーの権利と表現の自由、どちらも大事だ、だからしっかり比較考量しなければならないと学びました。

しかし、原発の稼働で得られるもの、一方原発事故で失われるもの、その比較は、これほど比較にならないものがあるのか、と憤るくらいの格差ではないでしょうか。

このような現実を、見て見ぬふりをするかの如く平然と放置される世の中、(厳しい言い方かも知れませんが)どこか狂っているといたくなります。

その理由は、少々のことでは全く変化しないシステム(原子カムラ)が出来上がってしまっているからです。その存在は巨大であり、立法も行政も飲み込まれてしまっているのが現状です。

これを止めることが出来るのは司法しかない、裁判官しかない。私たちは、飲み込まれていない裁判官に頼るしかないのです。

3 (3. 11の)福島事故後、裁判官の良心から、原発の稼働を認めないとする判決が出されるようになりました。

しかし、そのような判決(例えば大津地裁の仮処分の判断)に対して、次のような批判が浴びせられました。専門家でない裁判官の判断は合理的(科学的)でない、偏った裁判官ではないか、そもそもこのような国策上重要なものを一人の裁判官に判断させるべきでない、果ては、仮処分で止まるという司法制度自体が問題ではないか、という批判まで飛び出す始末でした。

これらの、事案(裁判)の内容を離れた批判は、批判する勢力が、本来の自らのよって立つ、その事件についての理論的な正当性、実質的な正当性、社会的な正当性が、殆どないことを自ら認めるに等しい、と私たちには映りますが、いかがでしょうか。

本裁判の、理論的、実質的、社会的正当性は、私たちにあると考えています。私たちは、脱原発の感情論から述べているのではありません。

私たちは、今後この裁判において、それらを明確に主張、立証していきます。

4 ところで、迷いが見えた裁判官もあるようです。川内原発の二つの決定など「社会的合意」や「社会通念」を一つの基準にして、私たちの主張する(厳しい)基準を排除しました。

しかし、直前の大津地裁による高浜原発差止決定に対して、報道によれば、支持する人(65.7%)が支持しない人(22.5%)を大きく上回っていました。してみれば、3倍も多い差止支持こそが、当時の「社会的合意」「社会通念」ではなかったでしょうか。

そして、この高浜1、2号の老朽原発、何度でも言いますが、日本中の原発が停止する中、2年もの間、節電の呼びかけがない現状で、これを動かして欲しいと考えている市民はどれだけいるのでしょうか。

本件老朽原発に関する市民の意識について、マスコミの調査はまだのようですが、6月20日、規制委員会の認可のニュースが流れたとき、ヤフーニュースのコメント欄の数は、9対1と認可を批判するコメントが大きく上回っていました(6月21日昼前の段階で2604対299、後に書証として提出します)。圧倒的な数です。

これが本原発に対する一般市民の社会通念です。その根底には、40年前の自動車、飛行機、40年前の電話、洗濯機、テレビ、冷蔵庫って、今でも使ってるの、大丈夫なの?、まして原発は?という当たり前の感覚があるのではないのでしょうか。

そして、社会通念、市民の一般的感覚を考慮するというなら、裁判官のみなさん、それぞれ、家庭では父であり、子どもや、家族がいらっしゃると思います。その奥さん、子どもさん、ご兄弟、家族の方々は、どのような意見や感想をもっているのでしょうか。身近な人がどう考えているのかを知る、ということから始めるのが、本当の市民感覚、社会通念を感じ取る、ということではないのでしょうか。

5 今回、私たちは人格権侵害でなく行政訴訟という形を取りました。

それは、いくら何でもこれを通すのはおかしいではないか、との思いからです。この裁判では、審査基準やその適合性が判断されることとなりますが、その判断の大前提として、是非とも常に念頭に置いて頂きたいことが2つあります。

それは、①原発被害の重大性と、②私たち人間は自然について実は何もわかっていな

い、ということです。

まず、原発被害が大したものであれば審査も厳しさをさほど求められない、しかし、被害が重大であれば、審査も厳しくなされるべきと考えます。

2つ目は、専門家も含めて私たちは何もわかっていないんだということ、であるが故に、楽観的な予測や、この程度でよいという割り切りが、絶対にあってはならないことです。これは、今回の熊本大地震が改めて教えてくれました。

- 6 最後に、北海道の「富良野自然塾」にある「46億年・地球の道」と名付けられたコースについて紹介します。46億年の地球の歴史を460mの道に置き換えたもので、そのコースを歩きながら、過去に起きた地球の壮大な物語を専門のインストラクターの解説付きで学ぶものだそうです。

このコースを歩いていくと、人類誕生にたどり着くまで、類い希な偶然の産物によって、奇跡とでしか言いようのない希有な環境が生成されたこと、そして私たち人類の歴史は、地球46億年の歴史と比べるといかに短いか（終点のたったの2cm、産業革命が起き私たちが化石燃料を使うようになったのは、最後のわずか0.02mm手前）身を持って感じるすることができます。

そして、そのゴール地点に、こんな言葉が刻まれた石碑が置いてあります。

「地球は子孫から借りているもの」

これは、アメリカ先住民（インディアンのナバホ族）に伝わる諺だそうです。

地球は先祖から受け継いだものではなくて、未来に生きる子どもたちから借りている、という意味だとのこと。

私たちも、裁判官も、国の代理人の方々たちも、立場こそ違えど、この時代に生きる同じ人間です。この気持ちを持ちながら、私たちはこの裁判を行うことによって、私たちの子孫達に大事なものを伝えて行くと共に、少しでも世の中の進歩に貢献できることを願っています。

最後まで聴いて頂き、有り難うございました。

以上